

王子公園再整備事業
要求水準書

令和6年7月

神戸市

目 次

第 1	総則	1
1	本書の位置づけ	1
2	事業の基本事項	1
	(1) 王子公園の歴史と周辺の現況	1
	(2) 王子公園の課題	2
	(3) 再整備の目的	2
	(4) 事業の枠組み	3
	(5) 事業者の業務範囲	4
3	性能規定	5
4	本事業のスケジュール	5
5	遵守すべき法制度等	6
	(1) 法令	6
	(2) 兵庫県及び神戸市条例等	7
	(3) 適用基準	7
	(4) 神戸市上位計画等	9
6	要求水準書の変更	9
	(1) 要求水準の変更事由	9
	(2) 要求水準書の変更手続き	9
7	著作権・特許権等	10
	(1) 著作権	10
	(2) 特許等	10
8	文書の管理・保存、情報公開	10
9	個人情報の保護及び秘密の保持	10
	(1) 個人情報	10
	(2) 秘密の保持	10
第 2	整備に関する事項	11
1	基本要件	11
	(1) 敷地条件	11
	(2) 敷地及び敷地周辺の現況	11
2	整備に係る要求水準	13
	(1) 共通事項	13
	(2) 各施設の要求水準	24
第 3	各業務に関する事項	47

1	設計に係る業務	47
(1)	業務期間	47
(2)	実施体制	47
(3)	設計業務計画書	47
(4)	報告事項	48
(5)	各業務の要求水準	48
(6)	その他	49
2	建設等に係る業務	50
(1)	業務期間	50
(2)	実施体制	50
(3)	建設業務計画書	50
(4)	報告事項	51
(5)	長期修繕計画書	51
(6)	各業務の要求水準	51
(7)	その他	57
3	工事監理に係る業務	57
(1)	業務期間	57
(2)	実施体制	57
(3)	報告事項	57
(4)	各業務の要求水準	58
(5)	その他	59

■別紙一覧

付属資料 1	一括発注対象範囲ゾーニング図
付属資料 2	一括発注対象施設位置図
付属資料 3	王子公園内施設一覧
付属資料 4	現況平面図
付属資料 5	インフラ整備状況
付属資料 6	現況施設一覧及び施設図面
付属資料 7	敷地の測量調査結果
付属資料 8	敷地の地質調査結果
付属資料 9	成果物一覧
付属資料 10	什器・備品リスト
付属資料 11	諸室リスト
付属資料 12	園内樹木等リスト
付属資料 13	園内モニュメント等リスト
付属資料 14	王子動物園の配置／動線イメージ
付属資料 15	動線計画図
付属資料 16	スタジアム南側東西園路の取り合い
付属資料 17	立体駐車場アクセス園路整備フェーズ
付属資料 18	アスベスト調査結果
付属資料 19	公園橋の PCB 塗装資料
付属資料 20	既設受変電設備
参考資料 1	施設別検討図
参考資料 2	天城橋・中原橋河川断面
参考資料 3	既存スタジアム騒音調査測定結果
参考資料 4	阪急沿線交通量調査結果
参考資料 5	Naturalistic Landscaping ガイドライン
参考資料 6	神戸市案内サイン共通仕様書
参考資料 7	神戸らしいまちなかサインガイドライン

※付属資料 3～8、10～20 及び参考資料は、様式 1-1 「追加技術資料送付願」 の提出があった者に対して開示する。

■用語の定義

用語	定義
本市	神戸市をいう。
本事業	王子公園再整備事業をいう。
本施設	事業者が、本事業敷地に新たに整備する建物及びその附属物並びにその他本事業敷地上に整備する一切の工作物をいう。
事業者	本事業の実施に際して本市と事業契約を締結し、事業を実施する者をいう。
入札参加者	資格審査を通過した入札参加希望者をいい、本事業を実施するために必要な能力を備えた、設計業務に当たる者、建設業務に当たる者、工事監理業務に当たる者を含むグループをいう。
構成員	本事業に関する各業務に当たる共同企業体の構成員をいう。なお、落札者として選定された入札参加者がSPCを組成する場合には、本事業に関する各業務を事業者から直接受託又は請け負う企業であって、事業者に出資を行うものをいう。
協力企業	本事業に関する各業務に当たる者のうち、構成員とならない者をいう。なお、落札者として選定された入札参加者がSPCを設立する場合には、本事業に関する各業務を事業者から直接受託又は請け負う企業であって、事業者に出資を行わないものをいう。
設計・建設期間	本事業契約時から各施設の引き渡しまでの期間をいう。
入札説明書等	本市が本事業の入札手続きにおいて配布した一切の資料をいう。具体的には、入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、基本協定書（案）、事業契約書（案）および様式集をいう。
提案書	事業者が本事業に関する入札手続において本市に提出した本事業の実施に関する提案書類一式（事業者が提出した提案書の中で本市が不要又は要改善と判断し、事業者と協議の上変更した場合には、変更後の内容）をいう。
セルフモニタリング	事業者が要求水準等を達成していること及び達成しないおそれが無いことについて、自ら確認及び管理する行為をいう。
モニタリング	事業期間にわたり、事業者が提供する確認結果等を基に要求水準等の内容を満たしているか本市が検査・確認する行為をいう。
機能	目的または要求に応じてものが発揮する役割のことをいう。
性能	目的または要求に応じてものが発揮する能力のことをいう。

第1 総則

1 本書の位置づけ

本書は、神戸市（以下、「本市」という。）が、「王子公園再整備事業」（以下、「本事業」という。）を実施する民間事業者（以下、「事業者」という。）の募集・選定にあたり、民間事業者に要求する業務のサービス水準を示し、入札参加者の提案に具体的な指針を示すものである。また、別添の付属資料等は、要求水準書と一体のものとして位置づけるものとする。

なお、本市は要求水準書の内容を、落札者の決定及び事業者の事業実施状況評価の基準として用いることとする。このため、審査時点において要求水準を満たさないことが明らかな提案については、失格とする。ただし、事業者の提案内容における水準が、要求水準書に示された水準を上回るときは、当該提案内容における水準を本事業の要求水準として優先的に適用するものとする。さらに、事業者は、本事業の事業期間にわたって要求水準を遵守しなければならない。本市による事業実施状況のモニタリングにより、事業者が要求水準を達成できないことが確認された場合は、事業契約に基づき措置するものとする。

2 事業の基本事項

(1) 王子公園の歴史と周辺の現況

王子公園は、本市の都心である三宮・元町の東約3kmに位置しており、駅に近く利便性の高い貴重な空間である。この一帯はかつて「原田の森」と呼ばれ、周辺では明治中頃まで田畑が広がっていた。

1950年（昭和25年）に王子公園が供用され、戦災復興と産業の発展のため神戸博が開催された。翌年の1951年には王子動物園が開園し、1965年の第11回国民体育大会の開催にあわせてスポーツ施設が次々と整備されるなど、王子公園一帯は、近代から高度成長期の神戸の発展に先導的な役割を果たしてきたと言える。

また、1995年（平成7年）の阪神・淡路大震災の際には、災害対応機能として自衛隊や消防応援を受け入れ、物資拠点機能、住居避難機能などを備えた広域防災拠点としても大きな役割を果たした。

このように王子公園は、長きにわたって地域をはじめ本市のシンボルとして、幅広く認知されているとともに、環境・防災・景観・スポーツ・レクリエーション等の公園が持つ幅広い機能は、市民の暮らしに密接につながっており、かけがえのない財産となっている。

王子公園周辺は、六甲山系の美しい山並みを背景とした阪神間を代表する景観が広がり、良好な住環境が形成されているなど、文化施設や教育施設、スポーツ施設が集積する学術・文化のまちとして発展を遂げてきた。

特に、王子公園から兵庫県立美術館までの南北を貫く「ミュージアムロード」には、

多くの芸術作品が設置されているほか、横尾忠則現代美術館や神戸文学館などもあり、多くの方々が市内外から訪れる文化の薫り高いエリアとして魅力的な地域となっている。

(2) 王子公園の課題

現在の王子公園は、供用後70年が経過した施設もあるなど、全体的に老朽化が顕著となっており、バリアフリーに対応できていない施設もある。また、総合公園でありながら利用者が限定される施設が多く、一般に開放された自由に利活用できる空間が少ないうえ、利用期間が限られている施設もある。このことから社会情勢の変化への対応が十分できておらず、また公園の持つポテンシャルも活かしきれていない。

(3) 再整備の目的

近年、全国的に都市公園は大きな変革期を迎えており、国の有識者会議においても、「公園のポテンシャルを都市のため、地域のため、市民のために最大限引き出すことを重視すべき」、「個人と社会のwell-beingの向上に向け、地域の課題や公園の特性に応じ、ポテンシャルを更に発揮すべき」との提言を受けている。

本市は『神戸2025ビジョン（令和3年4月）』において、市民一人ひとりが安心安全で心豊かに幸せを実感できる生活を享受でき、将来を担う若者が輝き、活躍できる持続可能な社会を築く「海と山が育むグローバル貢献都市」をめざしている。

王子公園の再整備にあたっては、阪神間における利便性の高いエリアのポテンシャルを活かしながら、若年定住・交流人口の増加や都市ブランドの向上を図り、持続可能な神戸の発展を実現していくため、2022年（令和4年）12月に王子公園再整備基本方針（以下、「基本方針」という。）を、また、その方針に基づき2024年（令和6年）3月には施設の具体的な整備内容やスケジュール等を定めた王子公園再整備基本計画（以下、「基本計画」という。）を策定した。

本事業は、基本方針や基本計画に基づき、公園施設の老朽化や時代の変化への対応等の課題に対し、市民の健康増進、スポーツ振興の観点から施設の更新を進めるとともに、誰もが気軽に憩い・くつろげるより魅力的な公園にリノベーションすることを目的とするものであり、事業対象となるスポーツゾーンや広場・園路、立体駐車場等の複数施設の設計・施工を一括して行うものである。

再整備にあたっては、市民にとって利用しやすい公園とすることはもちろん、古くから「原田の森」として育まれた歴史を踏まえ、山から海まで広がる神戸を代表する美しい景観との調和を図りながら、近隣地域のみならず市域全体として、さらには国内外から広く親しまれるよう魅力ある公園とすることを目指している。

本事業を提案する民間事業者には、基本方針及び基本計画に基づき、王子公園のこれまでの歴史や地域の特色、多様化する市民ニーズなどに対応し、質の高いサービスを持続可能な形で実現するため、民間事業者が持つ柔軟な発想や専門的なノウハウを生かす

とともに、市内外からの来園者のニーズにいち早く対応するソフト面（使い方）を十分考慮した、新しい知見や技術を取り入れて魅力的な再整備に資する高度な提案を期待する。また、大学を含め王子公園全体として一体感のある整備を行うことが重要であるため、本市が主体となって行う、本事業と本事業対象外の事業との調整に積極的に協力するほか、事業者においても対象外の事業者との連携を図ることができるよう組織管理を行うことを求める。

基本方針では、「5つの基本目標」を掲げるとともに、公園内のゾーニングやゾーニングの考え方を示している。

ゾーニングの設定にあたっては、誰もが憩い、くつろげる一般に開放された空間を拡大すること、ゾーン間の物理的つながりと視覚的な拡がり確保することを重視し、公園全体の一体感の醸成と回遊性の向上を図るとともに、緑豊かな空間の中にオープンスペースや建築物をバランスよく配置し、誰もが快適で使いやすく、より開放的な公園として再整備することを目指している。

(4) 事業の枠組み

本事業敷地及びその周辺において、以下の施設を解体・撤去するとともに、新たな施設を整備するものであり、本事業の対象範囲（以下「対象施設等」という。）は次表に示す実施者が「事業者」となるものである。実施者が「市」となる工事については、本事業とは別途本市が発注する。

施設	事業範囲			
	解体対象	実施者	整備対象	実施者
大学ゾーン			○	大学
既存スタジアム	○	大学		
動物園ゾーン	プール	○	市	
	獣舎（サバンナゾーン等）		○	市
	管理事務所・動物病院		○	市
	にぎわい施設		○	市
	メインゲート		○	事業者
	エントランス広場		○	事業者
	既存ゲート・管理事務室	○	事業者	
	獣舎（鳥類舎）	○	事業者	
	北ゲート			○ 事業者
	獣舎（その他）・その他動物園内施設	○	市	○
スポーツゾーン	獣舎（北園）	○	事業者	
	旧ハンター住宅	○	市	
	既存テニスコート	○	事業者	

施設	事業範囲				
	解体対象	実施者	整備対象	実施者	
スタジアム			○	事業者	
登山研修所			○	事業者	
ちびっこ広場	○	市			
弓道場（近的）	○	事業者	○	市	
わんぱく広場	○	事業者			
みんなの広場			○	事業者	
多目的広場			○	事業者	
スタジアム南側東西園路	○	事業者	○	事業者	
スポーツセンター（SC）北駐車場			○	市	
スポーツセンター（SC）南駐車場 ・弓道場（遠的）	—		—		
体育館	—		—		
緑の広場			○	事業者	
平面駐車場	○	事業者			
立体駐車場・屋上テニスコート			○	事業者	
その他	シンボルプロムナード	○	事業者	○	事業者
	駐車場アクセス園路兼遊歩道	○	事業者	○	事業者
	川沿い園地	○	事業者	○	事業者
	補助競技場	○	事業者		
	相撲場	○	事業者		
	既存登山研修所	○	事業者		
	天城橋	○	事業者	○	事業者
	中原橋	○	事業者	○	事業者
	市道阪急沿線	○	事業者	○	事業者
	市道野崎線			○	市
	駐輪場管理事務所	○	市	○	市
	原田児童館	—		—	
	神戸文学館	—		—	

対象範囲：○ 事業者

(5) 事業者の業務範囲

事業者の業務範囲は、以下のとおりである。

(ア) 設計に係る業務	・ 事前調査業務
	・ 各種申請及び関連業務
	・ 設計業務（基本・実施）及び関連業務

	<ul style="list-style-type: none"> ・セルフモニタリング業務 ・その他設計に関する業務
(イ) 建設に係る業務	<ul style="list-style-type: none"> ・各種申請及び関連業務 ・解体・撤去工事業務 ・土木・建設工事業務 ・備品等調達及び設置業務 ・セルフモニタリング業務 ・その他建設に関する業務
(ウ) 工事監理に係る業務	<ul style="list-style-type: none"> ・各種申請及び関連業務 ・工事監理業務 ・セルフモニタリング業務 ・その他工事監理に関する業務

3 性能規定

本書は、本市が本事業に求める施設内容とサービス水準を規定するものである。

入札参加者は、本書に具体的な特記仕様のある内容については、これを遵守して提案を行い、本書に具体的な特記仕様の無い内容については、創意工夫を発揮した提案を行うこと。

4 本事業のスケジュール

- ・本事業における事業期間は、事業契約締結の翌日（令和7年5月頃予定）から令和13年3月末日までとする。
- ・なお、以下の施設については指定する期日を目途に引き渡しを求める。なお、引き渡し日の詳細については、本市と協議の上決定する。

対象施設	引き渡し日
立体駐車場	～令和10年3月（暫定供用）
緑の広場	～令和11年3月
市道阪急沿線	～令和11年3月
シンボルプロムナード	～令和12年3月
スタジアム	～令和12年3月

- ・上記の指定に加え、民間事業者が持つ柔軟な発想や専門的なノウハウを生かし、施設使用不可期間の短縮に資する提案を大いに期待する。
- ・既存登山研修所の解体は新登山研修所への移転後に行うものとし、移転期間として1ヶ月を見込むこと。
- ・立体駐車場は、緑の広場、シンボルプロムナードを通り立体駐車場へ入るルートにより暫定で供用開始することとし、その後、大学敷地を通る仮設アクセス園路を整備し、ルートの変更を行う。仮設アクセス園路の整備時期、位置等については大学との調整が必要となるため、詳細は本市と協議し決定すること。付属資料17「立体駐車場アクセス園路整備フェーズ」を参考にすること。

- ・緑の広場、メインゲート、エントランス広場計画地は、現在、平面駐車場として利用されているため、立体駐車場の暫定供用開始後に整備すること。

5 遵守すべき法制度等

本事業を実施するにあたって、各業務に関連する関係法令（施行令及び施行規則等を含む）、条例、規則、要綱等について事業者の責任において調査し、適用されるものを遵守すること。また、要求水準書等において特記している各種基準等は遵守すること。その他各種基準、指針、解説版、ガイドラインなどについても、本事業の趣旨、要求水準書、事業者提案に照らして適宜適用すること。関係法令等は、原則として各規定により適用される時点のもの又は最新のものを適用すること。ただし、要求水準書等に特記している場合は、記載に従って適用すること。また、関係法令等に基づく関係機関との協議結果、指導に従って本事業を実施すること。

なお、本事業に関する主な関係法令等は、以下のとおりである。付帯施設業務について別途必要である各種法令等については事業者で確認すること。

(1) 法令

遵守すべき主な法令は、以下のとおりである。

全般	・ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
	・ 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）
	・ 都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）
	・ 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）
	・ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）
	・ 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
	・ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）
	・ 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）
	・ 労働安全衛生法（昭和 47 年法律 57 号）
	・ 景観法（平成 16 年法律第 110 号）
インフラ	・ 水道法（昭和 32 年法律第 177 号）
	・ 下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）
	・ 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）
	・ ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）
	・ 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）
	・ 駐車場法（昭和 32 年法律第 106 号）
防止・規制等	・ 電波法（昭和 25 年法律第 131 号）
	・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）
	・ 水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）
	・ 土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）
	・ 大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 138 号）
	・ 騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）
	・ 振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）
・ 屋外広告物法（昭和 24 年法律第 189 号）	

エネルギー環境	・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）
	・ 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）
	・ エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）
	・ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）
	・ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）
	・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）
	・ 脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号）
その他	・ 公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号）
	・ 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
	・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）
	・ スポーツ基本法（平成 23 年法律第 78 号）

(2) 兵庫県及び神戸市条例等

遵守すべき主な兵庫県及び神戸市の条例は、以下のとおりである。

兵庫県	・ 建築基準条例
	・ 福祉のまちづくり条例
	・ 環境の保全と創造に関する条例
	・ 緑豊かな地域環境の形成に関する条例（緑条例）
	・ 景観の形成等に関する条例（景観条例）
	・ 個人情報保護に関する法律施行条例
神戸市	・ 神戸市都市公園条例
	・ 神戸市建築基準法施行細則
	・ 神戸市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例
	・ 神戸市水道条例
	・ 神戸市下水道条例
	・ 神戸市火災予防条例
	・ 神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例
	・ 神戸市都市景観条例
	・ 神戸市建築物の安全性の確保等に関する条例
	・ 神戸市建築物等における環境配慮の推進に関する条例
	・ 神戸市屋外広告物条例
	・ 神戸市立体育施設条例
	・ 神戸市が管理する道路の構造の技術的基準等を定める条例

(3) 適用基準

施設の設計及び建設にあたっては、以下の主な諸基準に準拠することとし、整備内容に応じた準拠の要否を含め詳細は本市と協議の上、実施すること。

国土交通省 大臣官房官 庁営繕部監 修	・建築設計基準及び同解説
	・建築構造設計基準及び参考資料
	・建築設備設計基準
	・高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計基準
	・構内舗装・排水設計基準
	・官庁施設の基本的性能基準
	・官庁施設の基本的性能に関する技術基準
	・官庁施設の環境保全性基準
	・官庁施設の総合耐震・対津波計画基準
	・建築工事設計図書作成基準
	・営繕工事写真撮影要領
	・公共建築工事標準仕様書 建築工事編
	・公共建築工事標準仕様書 電気設備工事編
	・公共建築工事標準仕様書 機械設備工事編
	・公共建築木造工事標準仕様書
	・建築工事標準詳細図
	・公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）
	・公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）
	・公共建築工事積算基準
	・公共建築数量積算基準
・公共建築設備数量積算基準	
・官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準	
・官庁施設の防犯に関する基準	
・都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン	
神戸市 監修	・神戸市公園施設設計設置基準（平成30年5月）
	・神戸市公園施設標準図集（令和5年10月改訂）
	・神戸市バリアフリー公園整備マニュアル（平成26年3月改訂）
	・神戸市測量・地質調査・設計業務等共通仕様書
	・神戸市発注者支援業務共通仕様書
	・神戸市地質・土質調査業務共通仕様書
	・神戸市道路設計・調査業務等共通仕様書
	・神戸市河川・調査業務等共通仕様書
	・神戸市土木請負工事必携
	・神戸市公共測量作業規程
	・神戸市標準構造図集（土木一般工事）
	・神戸市バリアフリー道路整備マニュアル（2016改訂版）
	・神戸市案内サイン共通仕様書
	・神戸らしいまちなかサインガイドライン
	・神戸市道路設計指針（案）（平成29年3月）
	・神戸市土木工事監督技術基準（案）
	その他
・日本建築学会諸基準	
・建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策	

	徹底マニュアル
	・SHASE-S 206-2019 給排水衛生設備規準・同解説
	・建築物のライフサイクルコスト
	・神戸市消防用設備等技術基準
	・(公社) 日本防犯設備協会 技術標準 SES E 1901 (防犯灯の照度基準)
	・安全・安心まちづくり推進要綱 (警察庁)
	・都市公園技術標準解説書 (令和元年度版)
	・民間 (旧四会) 連合建築監理業務委託契約約款

(4) 神戸市上位計画等

関連する神戸市の主な上位計画等は以下のとおりである。

・神戸 2025 ビジョン
・神戸市都市計画マスタープラン
・神戸市緑の基本計画
・大規模公園ビジョン
・王子公園再整備基本方針
・王子動物園リニューアル基本構想
・王子公園再整備基本計画【全体編】 【王子動物園編】
・神戸市地域防災計画
・神戸市景観計画
・神戸市都市景観形成基本計画
・神戸市夜間景観形成実施計画
・神戸市地球温暖化防止実行計画
・神戸市バリアフリー基本構想

6 要求水準書の変更

(1) 要求水準の変更事由

本市は、下記の事由により、事業期間中に要求水準を変更する場合がある。

- (ア) 法令等の変更により業務内容が著しく変更されるとき
- (イ) 災害・事故等により、特別な業務内容が常時必要なとき、又は業務内容が著しく変更されるとき
- (ウ) 本市の事由により業務内容の変更が必要なとき
- (エ) その他業務内容の変更が特に必要と認められるとき

(2) 要求水準書の変更手続き

本市は、要求水準を変更する場合、事前に事業者へ通知する。要求水準の変更に伴い、事業契約書に基づく事業者へ支払う対価を含め事業契約書の変更が必要となる場合、必

要な契約変更を行うものとする。

7 著作権・特許権等

(1) 著作権

事業提案の著作権は入札参加者に帰属するものとする。ただし、本市は本事業の公表時及び本市が必要と判断した場合には、落札者の提案書の一部又は全部を無償で使用できることとする。また、落札者以外の入札参加者の提案については、入札参加者の承諾なく本事業の公表以外の目的には使用しない。なお、提出を受けた書類は返却しない。

(2) 特許等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として、事業者が負うこととする。

8 文書の管理・保存、情報公開

事業者は、本事業を行うにあたり作成し、又は取得した文書（以下、「対象文書」という。）を適正に管理し、保存すること。又は、本市から対象文書の提出を求めた場合は、速やかにこれに応じること。

9 個人情報の保護及び秘密の保持

(1) 個人情報

事業者は、本事業を行うにあたって個人情報を取扱う場合は、「神戸市個人情報保護法の施行に関する条例」に基づき、その取扱いに十分留意し、情報の漏洩、滅失及び毀損の防止、その他個人情報の適切な管理に努め、個人情報を保護するための必要な措置を講じること。

(2) 秘密の保持

事業者は、本事業の各業務の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。本事業終了時も同様とする。

第2 整備に関する事項

1 基本要件

(1) 敷地条件

敷地条件は、以下のとおりである。公園供用区域の敷地面積は約191,500㎡であり、そのうち本事業の整備範囲は約74,500㎡程度とする。（一部公園敷地範囲外の敷地についても、事業範囲として含まれる。）

所在地	神戸市灘区王子町2・3丁目、青谷町1丁目 他
敷地面積	191,500 ㎡（公園供用区域）
保有者	神戸市
公園種別	都市公園（総合公園）
用途地域	第2種住居地域
建ぺい率	建築基準法に定める基準：60% 都市公園法/都市公園法施行令及び神戸市都市公園条例に定める基準： 都市公園法第4条第1項及び都市公園法施行令第6条第2項から第6項までに定める範囲のうち、神戸市都市公園条例第3条第3項第1号及び第2号までに定める範囲 ※ただし、要求水準を満たすため、また現状より質の高い提案を実現するために、現行の基準を超える提案を妨げるものではない。この場合、議会で議決されることを条件とする。（神戸市都市公園条例／神戸市都市公園条例施行規則）
容積率	200%
高度地区	第5種高度地区
防火指定	準防火地域
日影規制	敷地境界線から5～10m以内：4時間 敷地境界線から10m超：2.5時間 測定面：平均地盤面から4m
宅地造成規制	宅地造成工事規制区域
その他	地区計画（王子公園地区地区計画） https://www.city.kobe.lg.jp/a35466/shise/kekaku/jutakutoshikyoku/district/r00091.html

(2) 敷地及び敷地周辺の現況

敷地及び敷地周辺の現況は、以下のとおりであり、付属資料4～5及び7～8を参照すること。なお、設計業務の実施にあたり、事業者が必要とする場合に自ら実施する地質調査等を妨げるものではない。

敷地の利用状況	付属資料4「現況平面図」を参照
敷地のインフラ状況	付属資料5「インフラ整備状況」を参照

敷地の現況	付属資料7「敷地の測量調査結果」を参照
敷地の地質状況	付属資料8「敷地の地質調査結果」を参照

なお、インフラ設備の整備については以下のとおりである。なお、下記事項は参考であり、各インフラの整備状況等については、事業者の責任において確認の上計画し、敷地外整備は管理者と協議の上、早急に調整を行うこと。

項目	整備役割
上水道	<ul style="list-style-type: none"> ・付属資料5「インフラ整備状況」を参考に計画すること。 ・なお、シンボルプロムナード上のφ900の管は大容量送水管であるため使用不可である。園内及び道路上にある配管図は付属資料5のとおりであるが、本管を割る場合は水道局と協議を行うこと。
汚水	<ul style="list-style-type: none"> ・汚水幹線はシンボルプロムナード上のφ250の管であるため、本管に集約することを基本とする。東側のアクセス園路上の管については、活用可能であるが、管径が不明であるため調査の上計画すること。 ・なお、防災機能に記載を行うが、マンホールトイレを適切な場所に設置し汚水管接続させること。
雨水	<ul style="list-style-type: none"> ・雨水幹線は、シンボルプロムナード上にあるため、雨水については原則集約すること。 ・なお、防災機能に記載を行うが、雨水貯留槽を適切な場所に設置し給排水計画を立案すること。
ガス	<ul style="list-style-type: none"> ・ガス管は、シンボルプロムナード並び市道野崎線上のφ200の管が主要な管であるため、ガスを使用する施設を設置する場合は適宜配管計画を立案すること。
電気	<ul style="list-style-type: none"> ・市道野崎線もしくは市道長田楠日尾線より引き込みを計画すること。 ・プロムナードに設置されている関西電力柱は撤去を行う予定の為、使用を計画しないこと。 ・付属資料5「インフラ整備状況」を参考に、必要施設において計画すること。
通信	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者で確認し、整備すること。

2 整備に係る要求水準

公園に導入される各施設の要求水準は、以下のとおりである。以下要求水準を踏まえ、各施設の設計は関係団体と調整の上進めることとする。

(1) 共通事項

① 緑の保全と緑化の推進

王子公園は、都市部における緑のオアシスとして大きな役割を担う存在であることから、公園の再整備にあたっては、緑の保全と緑化の推進は非常に重要な観点である。

市民に親しまれてきた桜や生育良好な既存樹木について、グリーンインフラの観点も踏まえ、可能な限り緑を保全するとともに、新たに創出されるオープンスペースや建築物の屋上・壁面等を活用した緑化の推進に努め、周辺の自然環境と調和を図ること。

設計にあたっては、既存樹木について、生育状況を踏まえながら積極的な保全に努めるとともに、必要以上に伐採を行う計画としないこと。樹木の健全度が低い場合（生育不良・危険木）や、施設配置上または施工上やむを得ず伐採する場合においても、新たな植樹などにより公園全体（大学ゾーンを含む）で現状以上の本数を確保すること。

ただし、量のみを重視し密集して植樹することはかえって生育不良の原因や死角・暗がりの多い危険な空間となりかねないため、移植、新植を行う場合においても、将来の樹木の生育環境に配慮した樹種や配置とし、新たな「原田の森」として存在感のある緑のボリュームや景観を未来につなげる“質の向上”を重視した提案とすること。

また、桜の名所として親しまれてきた背景を踏まえ、シンボルプロムナードへの新たな桜の植樹等、桜の通り抜けルート拡大を行うほか、四季を通じて楽しめる樹種を検討すること。

② 施設配置の考え方

前述したとおり、駅に隣接する立地に恵まれた敷地であることを踏まえ、駅から王子公園、王子動物園や大学との位置関係などを生かした配置、施設計画とし、王子公園全体としてのポテンシャルを高める計画とすること。

公園内には複数のスポーツ施設や広場等を配置することになるが、日常的に利用する市民の観点や国内外から広く訪れる広域利用の観点から、双方が利用しやすいレイアウトとすることに加え、新たな利用機会を促進させるような市民や利用者にかかれたスポーツ施設、広場等の配置計画の提案を求める。

③ 安全性・防災性

施設等の配置にあたっては、できる限り死角や暗がりを作らないようにするとともに、夜間利用を想定し、適宜照明灯等の設置を検討するなど、公園利用者が安全安心で快適に利用できるよう配慮した計画とすること。また、すべての公園利用者が安全で快適に利用できるように、バリアフリーにも配慮した適切な計画とすること。

また、阪神・淡路大震災の際、地域住民の屋外避難場所や広域防災拠点として大きな役割を果たしたことを踏まえ、引き続き迅速な災害対応が可能となる空間整備を行うこと。整備する防災施設については、実用性・管理面に十分配慮した使いやすい防災施設および設備とすること。

「⑪ 動線計画」で示した平常時の動線計画に加え、災害時の動線についても、容易に避難できる動線や誘導サインを計画すること。

④ 景観への配慮

王子公園周辺は六甲山系の美しい山並みを背景とした阪神間を代表する景観が広がり、良好な住環境が形成されている。このまちの景観をまもり、育てるとともに、地区の歴史や文化、特性を踏まえつつ、さらに新しい神戸を創造するにふさわしい景観形成を図ること。

特に規模の大きな建築物については、そのボリューム感を減じる工夫を講じて周辺のランドスケープとの調和を図るとともに、形態や色彩への配慮、設備の配置の工夫や目隠しの設置、緑化などにより特に動線上や視点場からの表情づくりに努め、魅力を演出する。

夜間景観については、美しく温かみがあり、かつ安全安心な夜間環境を創出するため、場所や目的に応じた適切な照明計画を立てるとともに、樹木や広場空間、建築物等において、ライトアップ等により温かみのある魅力的な演出を提案する。王子エリアの地区特性にあわせた夜間景観形成に努め、適切な照度、輝度、色温度、演色性の照明を使用し、光の質の向上を図ること。

⑤ 経済性への配慮

維持管理・運営を見据えた長期的・総合的な視点にたった設計・建設を行うことで、ライフサイクルコストの縮減を図り、魅力的な公園整備としながらも本市の財政負担の一層の軽減が図られることを期待する。

⑥ 地球環境に配慮した公園づくり

工事期間及び整備後のいずれにおいても環境負荷の低減に配慮すること。具体的には以下に記載する視点に配慮した整備を求めるが、これらに限らず、省資源、省エネルギー、リサイクル等に積極的に努めること。

ア グリーンインフラの推進

グリーンインフラ推進戦略 2023（国土交通省 令和5年9月）に基づき、再整備において、自然のもつ多様な機能を活用し、持続可能な魅力ある公園づくりを行うこと。

イ 脱炭素社会への貢献

炭素を固定し、炭素排出の少ない木材の利用促進（県産材、神戸産材、王子公園内の伐採樹木）や、再生エネルギーの導入など脱炭素社会の貢献に資する提案に期待する。

建物については、複層ガラスの採用、断熱材の採用など、高断熱化、省エネルギー化に取り組むこと。空調や換気、照明や給湯などの設備については、省エネタイプを導入すること。

ウ 生物多様性への貢献

生物の生育生息空間の保全、創出、在来種の積極的な導入、外来種の排除に資する提案とすること。

⑦ 王子動物園との調和

「④ 景観への配慮」で示したように、園内すべての建築物において周辺のランドスケープと調和を図ったデザインを求めるが、この考え方に加え、動物園メインゲートにおいては、阪急王子公園駅や JR 灘駅方面から一目で認識でき、わくわくするような高揚感を高めるゲートや名板等、来園者の期待感を高めるデザイン（仕掛けや演出）とすること。

また、公園外から緑の広場を経由し、動物園のメインゲート、エントランス広場に至るルートは、都市化された周辺のまちなみから、新たな「原田の森」へ踏み入れるような、まちの中の自然を感じさせる変化のある建屋や空間づくりとし、王子動物園の魅力を最大限に引き出す提案に期待する。

さらに、動物園周辺部においても、動物園の存在が自然に意識され、動物園内外が分断されることなくなじみの良い空間となるよう計画すること。例えば、駐車場からゲートに至るシンボルプロムナードにおいて、動物園との間で遮蔽感のある設えは極力避けるほか、各所で動物と出会う楽しさが感じられ、来園者の期待感を高める演出を求める。

⑧ 土地造成・インフラ

項目	要求水準
(A) 土地造成	ア) 造成時に土量の搬入搬出が少なくなるよう地盤の設定を行うこと。 イ) スタジアムのフィールド面については敷地北側への景観や環境等の影響に配慮するため71m（王子街園に設置してある「復興基準点 FK91」の値を45.22mとする）以下の高さを設定すること。
(B) インフラ関連	ア) 付属資料5「インフラ整備状況」に基づき、各施設に必要となる諸設備を計画すること。詳細については、本市並びに各インフラ事業者との協議により決定するものとする。 イ) 給水の水道分担金は既存建物の権利を使用するものとする。新たに給水を引き込む場合の分担金は事業者負担とする。 ウ) 電気引き込みにかかる工事費負担金が発生した場合、その費用は事業者負担とする。 エ) 各インフラ所管部署・事業者へ事前に確認、協議を行うこと。 オ) 既存施設のインフラが本事業により支障・影響が発生する場合は、事業者の責において移設等の対応を行うこと。

項目	要求水準
(C) 撤去等 関連	<p>ア) 天城橋・側道橋のPCB 塗装の撤去は、必ず令和8年度中に行うこと。運搬・処分については、本市で手配するため、撤去の時期については本市と協議の上、定めるものとする。</p> <p>イ) 園内のモニュメントの取り扱いについては、付属資料13「園内モニュメント等リスト」を参照すること。なお、作者等との調整については本市が行い、移設・撤去については事業者が行う。</p>

⑨ 植栽計画

項目	要求水準
(A) 共通事項	<p>ア) 王子公園内の既存樹木は積極的に保存活用すること。</p> <p>イ) 建築物の建築等により支障となる樹木については、健全度や活着可能性、移設後の景観等を踏まえ、移植に努めること。</p> <p>ウ) やむを得ず伐採した樹木については有効活用することとし、本事業における活用を積極的に検討すること。また、王子公園内のテーブル・ベンチ、王子動物園のグッズとしての活用等、有効活用の内容・方法を提案すること。伐採する場合は、抜根も行うこと。</p> <p>エ) 既存樹木を活かしながら新植も行い、異常高温対策としても有効な緑陰を創出すること。</p> <p>オ) Living Nature Kobeやヒーリングガーデンなど、高質な植栽の設えとなる空間を取り入れること。 ※Living Nature Kobeについては、参考資料5「Naturalistic Landscaping ガイドライン」を参照すること。</p> <p>カ) 景観、環境、防災の観点を踏まえ、公園周囲の樹木は可能な限り残すこと。</p> <p>キ) 植栽にあたっては、土壌調査を行い、必要に応じて土壌改良を実施する等、樹木の生育に適切な植栽基盤を整備すること。</p> <p>ク) 工事にあたっては、根の損傷や土壌の踏圧等、できる限り既存樹木の生育に悪影響を与えないよう配慮すること。</p> <p>ケ) 大学ゾーンを含めた公園全体で現状以上の樹木本数を確保することとしているため、計画・設計段階において、既存、新植、移植等の本数管理を行うこと。管理にあたっては、付属資料12「園内樹木等リスト」を参考にすること。</p> <p>コ) 植栽計画については、樹木医等、樹木に関する専門の知識を有するものの意見を反映すること。なお、本市においても公園全体の樹木のあり方について検討を進めていくため、植栽計画について本市と協議の上策定すること。</p>

⑩ 異常高温対策

近年の夏場の猛暑を考慮し、王子公園内の気温上昇の緩和、人が感じる暑さを和らげる整備や環境の形成を計画すること。

項目	要求水準
(A) 整備	<p>ア) 保水性舗装や遮熱性舗装、土系舗装を採用する等、路面温度上昇に配慮した計画とすること。</p> <p>イ) 各施設や園路、植樹帯等は風通しに配慮した計画とすること。</p>

	ウ) 来園者が集まる空間や園路・園地等に、必要に応じてミスト等異常高温対策を講じること。 エ) ミスト等を設置する場合は夏季のみの使用となるため、オフシーズンの凍結防止などメンテナンスも考慮された形状・仕様とすること。
(B)緑化	ア) 新たに植樹する場合は、樹冠の大きな樹種を選定する等、木陰の創出を考慮した計画とすること。 イ) 屋上・壁面緑化等を積極的に検討すること。提案する場合は維持管理しやすい手法を提案すること。

⑪ 動線計画

市内外からの公園利用者をはじめ、地域住民や周辺の学校に通う学生等が利用することを踏まえ、阪急王子公園駅や JR 灘駅からのアクセスのほか、駅以外からのアクセス（バス停や公園橋など）および園内においても、滞留空間の確保による混雑緩和や、回遊性の向上、歩車分離に加え散歩道・ランニングコースの錯綜防止などによる安全かつユーザビリティの高い動線確保等を検討すること。

なお、公園全体の地形条件が緩やかな傾斜地となっていることから、バリアフリーへの対応を十分に考慮するとともに、傾斜をうまく活かした公園計画の一環として、例えば公園内を円滑に移動できるよう新たなモビリティを想定した提案も歓迎する。

公園への交通アクセスについては、原則公共交通機関の利用を促進する方向性であるため、本市においても必要な施策を検討・実施していくが、一定の自動車利用、大型バス利用を配慮し、スムーズな入出庫動線や乗降機能を確保すること。この際、駐車場から動物園やスポーツ施設への動線についても、利用者が快適に利用しやすい計画とすること。

項目	要求水準
(A) 共通事項	ア) 利用者の安全に配慮し、利用しやすくなるよう、歩行者及び車（一般車、緊急車両、管理車両）の動線を設定する。 イ) 公園利用者の安全性の確保のため、車両動線と歩行者動線を分離すること。 ウ) 車両および歩行者の出入口は、付属資料15「動線計画図」を参照し、錯綜しないようにスムーズなアクセスができるよう計画すること。 エ) 都市公園の移動等円滑化整備ガイドラインに基づき、公園入口（阪急王子公園駅前）から特定公園施設の種別毎に、それぞれ1以上の施設にバリアフリー動線を確保すること。地形上やむを得ない場合、最低限の範囲で8.0%以下を認めるものとする。 オ) 公園全体の回遊性を確保するために、本事業での整備対象となっていない施設（体育館、弓道場等）とのスムーズなアクセスについても考慮した計画とすること。 カ) 既存のランニングコースを参考にランニングコースを設定すること。

⑫ 防災拠点機能

神戸市地域防災計画に基づき、阪神・淡路大震災の経験を活かした防災機能を確保し、公園全体で広域防災拠点としての機能を強化すること。

また、工事期間中においてもその進捗に応じて、可能な限りオープンスペースを確保するなど、防災機能の維持に努めること。有事の際には事業者も協力すること。

項目	要求水準
(A) 諸設備等	ア) ヘリコプター離着陸場をスタジアムに確保すること。 イ) 屋外緊急避難場所や警察・消防・自衛隊の活動拠点および救援活動拠点を確保するため、オープンスペースを確保すること。 ウ) 非常用電源や太陽光発電、かまどベンチ、マンホールトイレ（5基以上）等、防災施設を整備すること。 エ) その他、給水拠点や防災行政無線、物資集積配送拠点、地域備蓄拠点等、既存機能の維持を図ること。 オ) 街灯や東屋等に再生エネルギーを活用した設備を設置するなど、災害時の電源確保を積極的に検討すること。 カ) 市道阪急沿線から緑の広場、シンボルプロムナードを経由し、スタジアムに接続し、市道野崎線に抜ける『緊急車両動線』を確保すること。

⑬ サイン計画

サイン計画は王子公園の特性に考慮するとともに「神戸市案内サイン共通仕様書」「神戸らしいまちなかサインガイドライン」に準拠し、計画すること。

項目	要求水準
(A) 整備	ア) 公園全体のコンセプトを踏まえ、統一感の図られた独自のデザインとすること。 イ) 屋外のサイン盤面は耐候性仕様とすること。 ウ) サイン計画の詳細については、事業者決定後本市と協議を行うこと。なお、サインデザインはAdobeイラストレーターにて行い、今後の維持管理修繕のため、本市にオリジナルデータ（ai）を提出するとともに、無償使用させること。なお、このサインデザインの著作権は、本市に帰属するものとする エ) サインの標記は2か国語（日・英）以上とする。 オ) 工事期間中の工程段階を踏まえ、表示内容をフレキシブルに対応できるようにすること

⑭ 園地・園路

単に各施設の外構や各ゾーンや施設間をつなぐ空地・通路としての機能だけではなく、公園全体の高質な景観を形成する重要な要素として、また憩い・にぎわい創出に資する滞留機能や散策やランニング等が楽しめる回遊機能を担う要素として、他の主たる施設（大学、動物園、スタジアム、立体駐車場等）と有機的なつながりをもたせた魅力ある空間を創出すること。

また、公園全体でストーリー性を持たることを意識し、例えば新たな「原田の森」と

して緑を感じ取れ起伏のある形状を残す園地部分と、バリアフリーに最大限配慮した誰もが利用しやすい園路部分の整備を行うなど、変化を楽しめるメリハリのある提案を期待する。

項目	要求水準
(A) 園地	<p>ア) 各施設アプローチ部は、施設の印象的な見え方に配慮したアプローチを計画すること。また、植栽等による豊かな環境を創出するとともに、動線の妨げにならないように空地や滞留スペースを計画すること。</p> <p>イ) 各広場では、ラジオ体操等の地域活動をする空間としての活用を想定している</p> <p>ウ) 舗装材は、美観及び耐久性・防滑性に配慮したものとする。また、保水性舗装や遮熱性舗装、緑化等により、熱負荷の低減を図ること。</p> <p>エ) 天然芝は、生育や維持管理を考慮した品種を選定すること。また、天然芝を健全に育成する為に、適した日照と通風を確保すること</p> <p>オ) ベンチ、テーブル、東屋等の休養施設や、水飲み場、手洗い場等を適切に整備すること。</p> <p>カ) 周辺環境への光漏れについては、「光害対策ガイドライン」を参考に配慮し、公園内だけを集中して照らせる指向性に優れた機器の導入や配置とすること。</p>
(B) 園路	<p>ア) 園路は原則として以下の幅員を確保すること。なお、満たない場合は、本市と協議を行った上で計画すること。ただし、各施設の要求水準に記載の場合は、それを優先すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理車両用通路 3.0m以上 ・歩行者用通路 2.0m以上 ・『緊急車両動線』7.5m以上（車両5.5m＋歩行者2.0m） （通常時は、例えば、モバイルグリーンの設置等により、歩行者等が快適に散策できるような設えとする） <p>イ) 舗装材は、美観及び耐久性・防滑性、熱負荷の低減に配慮したものとする。</p> <p>ウ) 散策やウォーキング、ジョギング利用を考慮し、用途や場所に応じて、適宜、ゴムチップ舗装、土系舗装やウッドチップ舗装等の採用を検討すること。</p> <p>エ) ベンチ、テーブル、東屋等の休養施設を通行の支障とならないよう適切に整備すること。</p>
(C) 照明設備	<p>【共通】</p> <p>ア) 街路灯に関しては、周囲への光の影響を考慮し下方配光の照明器具を選定すること。</p> <p>イ) シンボルとなる樹木や壁面などをライトアップすることで視覚的な明るさを感じる演出を行うこと。</p> <p>ウ) 安全に影響がない範囲で不要な時間帯などの照明制御を行うこと。</p> <p>エ) 電球色（3,000K以下）を標準とし、適正照度の確保、グレアの防止に努めること。</p> <p>オ) 照明計画については、あらかじめ全体計画や各所における設計意図・コンセプトが分かる資料を作成すること。</p> <p>【園路】</p>

	<p>ア) 足元にリズム感のある明かりを設けることで、優しい歩行空間を創出すること。</p> <p>イ) 阪急王子公園から市道野崎線への南北通り抜けを行うエリア（緑の広場・シンボルプロムナード）のうち、人が通行する部分は通り抜けなどで夜間も通路の利用者があるため、防犯の観点から照度を確保する。 そのため、(公社)日本防犯設備協会 技術標準SES E 1901(防犯灯の照度基準)のクラスAを満たすこと。 (平均水平面照度:5lx以上、鉛直面照度の最小値:1lx以上)</p> <p>【園地】</p> <p>ア) ベンチなどのストリートファニチャーに照明機器を組み込むなど、日中とは異なる明かりの情景をすること。</p> <p>イ) 周囲の側面部などの鉛直面を照らすことで、明るさ感と安心感を与える空間を作り出すこと。</p>
(D) 諸設備	<p>ア) 雨水枡蓋や側溝蓋等は、利用者の安全かつ円滑な通行及び景観に配慮した仕様とすること。</p> <p>イ) 植栽の為の散水設備を適宜設置すること。</p>

⑮ 建築物

建物の整備及び設備の導入にあたっては、新たな技術を多分に取り入れるなど、利用者および施設運営側双方において、利活用や管理運営しやすいものとする。ただし、整備・導入により維持管理やランニングコスト等が著しく大きく増加する提案は避けること。また、トラブル発生時や、将来の技術革新等によるシステム構成の変化にも柔軟に対応できる拡張性の確保に努めること。

また、建築物の外観だけでなく、空調機の室外機など建物の外に配置する必要のある設備・施設についても、配置の工夫や目隠し柵の設置等により、公園内外からの景観に十分配慮すると共に、必要に応じて各所に手すりを設置するなど、誰もが利用しやすい、バリアフリーに配慮した計画とすること。

項目		要求水準
(A) 機能性	(A) 動線計画	<p>ア) 来訪者の安全性と利便性に配慮した動線とすること。</p> <p>イ) 各施設の配置については、維持管理・運営の内容に配慮した機能的な配置・構成とすること。</p>
	(B) 室内環境	<p>ア) 諸室等、遮音や気温、換気等の室内環境に配慮すること。</p> <p>イ) シックハウス対策のため、人体の安全性、快適性が損なわれない建築資材とすること。</p> <p>ウ) 結露防止や防カビの対策を行うこと。</p>
	(C) 周辺環境	<p>ア) 周囲が居住エリアであることから、騒音や光等、周辺環境へ配慮すること。</p> <p>※騒音については、兵庫県条例に定める騒音の規制基準、公園敷地境界で昼間 55 デシベル以下を遵守すること。</p> <p>※光漏れに配慮するため、環境省「光害対策ガイドライン」を考慮すること。</p>

項目		要求水準
(B) 安全性	(A) 耐震性	ア) 耐震安全性を確保するため、自重、積載荷重、風荷重、その他の荷重に対して構造上十分な安全計画を確保すること。
	(B) 耐久性	ア) 仕上げ材は各機能の用途及び利用頻度、各部位の特性を把握した上で最適な組み合わせを選ぶこと。 イ) 長寿命化かつ信頼性の高い設備や機材の使用に努めること。
(C) 環境性	(A) 負荷の抑制	ア) 断熱や気密性の向上、日射のコントロール、効果的な施設の緑化、空調及び換気方式の工夫等により建物のエネルギー負荷の総合的な削減を図ること。
	(B) エネルギー・資源の有効利用	ア) エネルギーや資源を無駄なく効率的に使うことのできる設備を採用すること。 イ) 木造・木質化を積極的に採用すると共に使用木材は兵庫県産材、神戸市産材、王子公園内の伐採樹木をできる限り利用すること。
(D) その他	(A) 新機材/新工法への配慮	ア) 新機材及び新工法の採用にあたっては、信頼性を十分に検証すること。
	(B) 仕上げ	ア) 建築材料等は、耐久性及び信頼性のあるものとすると共に、安全性、経済性等を考慮し、良好な品質を確保する。 イ) 仕上げ材は、諸室の用途、利用内容や形態等の特性に配慮した組合せとする。 ウ) 地震時の剥落、落下による二次災害抑制に配慮した内外装材とする。 エ) 危険な凹凸を避ける等、怪我をしない素材を使用し、利用者、特に身体の不自由な方への安全性に配慮する オ) 防鳥や鳥害対策として、屋根・庇や梁等の形状や仕上げ材に配慮する。 カ) 建築物やファニチャー等、自然素材や地場資材の採用を積極的に検討する。

⑩ 電気設備

項目	要求水準
(A) 共通事項	ア) 原則、各建物は単独引き込みとすること。 イ) 各設備は、機能の拡張性、柔軟性等を考慮すること。 ウ) 負荷のグループ分けは、重要度、用途、配置及び将来の負荷変更を十分計画して決定すること。 エ) ケーブルラック、配管仕様については、施工場所の耐候性能を考慮して選定し、敷設すること。 オ) エコ電線、エコケーブル等を使用すること。 カ) 敷地内の電気設備等への配電については、地中配管を原則とする。
(B) 電灯コンセント設備	ア) (電灯幹線) 各機能部分、機械室等ゾーン別に幹線系統を明確化し、維持管理が容易に行えるようにすること。

	<p>イ) 一般利用されるエリアに設置するコンセント等は、いたずら防止措置を施すこと。</p> <p>ウ) キッチンカーなど民間での利用が想定される場所の電源は近接場所にコンセント回路を設置すること。また、使用電力を確認できる私設子メーターを設置すること。</p>
(C) 照明設備 (屋外)	<p>ア) 防犯及び安全に配慮して外灯を設置すること。</p> <p>イ) 各機能の用途、適性、意匠等を考慮した適切な機器選定を行うこと。</p> <p>ウ) 保守が行いやすい場所に設置すること。</p> <p>エ) 利用時間を考慮したうえで、場所ごとに経済的な運用となるよう照明制御を行い、適切な管理ができるよう計画すること。</p>
(D) 照明設備 (屋内)	<p>ア) 各機能、各室の用途、適性及び意匠を考慮して、適切な機器選定を行うこと。</p> <p>イ) 適正照度の確保、グレアの防止に努めること。基準照度は JIS Z 9110 : 2010 照明基準総則によるものとする。</p> <p>ウ) 点滅及び制御方式は、エネルギーの節約、経済性、使用勝手等を考慮したものとする。</p> <p>エ) メンテナンス性に配慮し、高所に照明器具を設置しないものとする。</p> <p>オ) 人感センサー、照度センサー等を有効に利用することにより消費電力の低減に努めること。</p>
(E) 情報通信設備	<p>ア) 本施設全体の運営・管理方法を確認し、運用システム、機能を検討した上で必要な機能を有する情報システム及び情報通信環境を計画すること。対応を必要とする諸室については、付属資料 11「諸室リスト」を参照すること。</p> <p>イ) 地中での引き込みができるよう、埋設空配管・MDF 盤を設けること。</p>
(F) テレビ共同受信設備	<p>ア) 地上デジタル放送、BS放送が受信可能とすること。対応を必要とする諸室については、付属資料11「諸室リスト」を参照すること。</p>
(G) 一般放送設備	<p>ア) 非常放送兼用とし、消防法に準じて計画すること。</p> <p>イ) 必要に応じてアッテネーターを計画する等、音量の変更ができるように計画すること。</p>
(H) 電話設備	<p>ア) 各諸室と事務室との連絡が取れる機能とすること。対応を必要とする諸室については、付属資料 11「諸室リスト」を参照すること。</p> <p>イ) 地中での引き込みができるよう、埋設空配管・MDF盤を設けること。</p>
(I) 昇降機設備	<p>ア) バリアフリー対応として、各諸室に車いすで至ることのできる計画とすること。</p> <p>イ) 清掃、点検等のメンテナンス作業にも配慮すること。</p> <p>ウ) 運転監視盤及びインターホンは各管理事務所に設置すること。</p> <p>エ) 地震時管制運転、火災時管制運転及び停電時救出運転の管制運転を遠隔監視出来る機能を設けること。</p> <p>オ) 適切な利用者数算定を行い、カゴのサイズ、経路を計画すること。</p>
(J) 防犯管理設備	<p>ア) 監視カメラ、警報呼出表示、連絡用インターホン等の装置を設置し、対応を必要とする諸室については、付属資料 11「諸室リスト」を参照すること。</p>

	イ) 主装置部分は外部回線を地中での引き込みができるよう、埋設空配管・MDF盤を設けること。
--	--

⑰ 衛生設備

項目	要求水準
(A) 共通事項	ア) 清掃・維持管理に十分配慮した設備とすること。 イ) 省エネルギー・省資源に配慮した設備とすること。
(B) 給水設備	ア) 必要水量、必要水圧が常に確保できる経済的なシステムとすること。 イ) キッチンカーなど民間での利用が想定される場所の給水は近接場所に水栓を設置すること。また、使用水量を確認できる私設子メーターを設置すること。
(C) 給湯設備	ア) 施設内の各機能部分の使用勝手、使用時間帯、使用頻度等を勘案し、効率の良い方式を採用すること。
(D) 衛生器具設備	ア) 省資源・省エネルギーに配慮した器具を設置すること。陶器類は防汚処理を施したものを採用すること。 イ) 手洗いは自動水栓設備を設置すること。複数水栓がある手洗い場については、手動水栓（レバーハンドル等）を1箇所設置すること。 ウ) 大便器は洋式とし、超節水型器具（洗浄能力6 L以下）を使用すること。 エ) 小便器は壁掛け低リップ型とし、自動洗浄弁（AC電源）組込みとすること。
(E) 都市ガス設備	ア) 安全性に十分配慮したシステムとすること。
(F) 消火設備	ア) 建築基準法、消防法、火災予防条例、及び所轄消防署の指導等に従い、各種設備を設置すること。

⑱ 空調設備

項目	要求水準
(A) 共通事項	ア) 地球温暖化防止等地球環境に配慮し、省エネルギー化を目指した熱源システムを選択すること。 イ) 将来の機器更新等に対応可能な余裕のある設備スペースとすること。
(B) 熱源設備	ア) 熱源方式はオゾン層破壊防止、地球温暖化防止等地球環境、利便性、快適性、経済性、保守管理性等に配慮し、使い勝手に適合したシステムとすること。
(C) 空調設備	ア) 空調システムは各機能・各室の用途・使用勝手・使用時間帯に配慮したゾーニングによる空調システムを選定し、適切な室内環境を確保すること。
(D) 換気設備	ア) 諸室の用途、目的に応じた換気システムを採用すること。 イ) 建築基準法（シックハウス対応）に十分配慮した換気設備とすること。
(E) 排煙設備	ア) 建築基準法に従って排煙設備を設けること。 イ) 機能上支障のない部分は極力自然排煙とすること。

(2) 各施設の要求水準

① 園地・園路

ア 緑の広場

王子公園駅に隣接する利便性の高い場所に整備する「緑の広場」は、芝生広場を中心とした開放的な空間とし、駅、大学、動物園につながる公園の顔として、景観に十分配慮し、大学と一体となった高質で魅力的な空間を整備すること。

また、子どもの遊びや修景空間としての親水空間の整備や公園の玄関であることを踏まえたデザイン性の高い遊具等の設置、イベントに利用できる舗装スペースを確保し、別途、本市で整備するにぎわい施設（飲食）と併せて、王子公園に踏み入れたいくなるような、わくわくを感じられる、にぎわいのある空間とすることを重視する。

項目		要求水準
(A) 共通事項	①方針	<p>ア) 広場空間（芝生空間・舗装スペース）、親水空間、園路、園地、休養施設（ベンチ・テーブル・東屋等）、トイレ、雨水貯留槽等で構成すること。</p> <p>イ) 王子公園駅等、周辺から公園内の各施設や大学への円滑なアクセス動線を考慮すること。特に、阪急王子公園駅、JR 灘駅など公共交通機関からのアクセス路は、開放的かつ快適で安全な動線経路を確保すること。</p> <p>ウ) 既存の平面駐車場中心部にある2カ所の植樹帯にある大径木は景観木として、保存活用を原則とすること。</p> <p>エ) 動物園エントランスのメインゲート北側には、別事業として動物園内外から出入りが可能な飲食施設を整備予定である。動線や施設の使い方を想定し、飲食施設を踏まえた広場の提案を行うこと。</p>
(B) 広場	①芝生空間	<p>ア) 天然芝とすること。</p> <p>イ) 親水空間との一体性により、小さな子どもたちが安全に遊べる仕様とすること。</p>
	②植栽	<p>ア) 既存樹を活かしながら新植も行い、異常高温対策としても有効な緑陰を創出すること。</p>
	③賑わい活用スペース	<p>ア) マルシェやカフェなど日常的なにぎわい創出に資する空間を確保すること。</p> <p>イ) 大規模なイベント開催時における各種プログラムやパフォーマンス等にも対応できるよう設えを検討すること。</p> <p>ウ) 上記施設の配置を踏まえ、広場内各所の電気/ガス/水道等設備の引込について、本市と協議を行うこと。なお、水道・電気子メーターの設置等、イベント実施者の使用量が分かるようにすること。また、メーター等を設置する場合は操作性・景観へ配慮すること。</p>
(C) 親水空間	①方針	<p>ア) 子どもたちが楽しく遊べる空間とするとともに、見ている人たちにやすらぎ空間としての癒し効果や夏の涼しさを与え、また公園の景観を美しく魅力的にする修景施設として整備すること。</p>
	②給排水/循	<p>ア) メンテナンス性に配慮すること。</p>

項目		要求水準
	環設備	イ) レジオネラ菌対策等、衛生管理に配慮すること。
	③盤面	ア) 小さな子供の利用を考慮した水深とすること。 イ) 転倒等に配慮した仕上げとすること。
	④その他	ア) 水盤：濾過循環方式およびかけ流し方式の経済性（維持費を含めたライフサイクルコスト）を比較検討し決定すること。
(D)園路等	①動線	ア) 『緊急車両動線』は、管理車両の利用も前提とする。 イ) 『緊急車両動線』は、緑の広場内で幅員2m分の歩行者通行機能が確保できれば、幅員5.5mとしてかまわない。 ウ) 阪急王子公園駅・JR 灘駅から動物園まで歩行者アクセス路を確保すること（幅員6m以上）。 エ) ウ) の動線上には、動物園に向かうワクワク感を高める仕掛けを提案すること。
(E)トイレ	①仕様	ア) 木造とすること。 イ) 男子小4基、大2基、女子4基、バリアフリートイレ2基の穴数を最低基準とし、快適な環境を整備すること。 ウ) バリアフリートイレにはユニバーサルシートを設置すること。 エ) 大便器は通常便座とし、暖房・自動洗浄は不要とする。
(F)雨水貯留槽	①仕様	ア) 災害時、マンホールトイレの必要水量を確保すること。 イ) 用途によって必要な水質を確保すること。
(G)その他	①その他	ア) 動物園ゲート南側壁面沿いにコベリン、モビリティポートを設置する空間を確保すること。設置は別事業とするため、詳細については本市・動物園と協議の上、決定するものとする。 ・コベリン：公園利用者用 15 台設置を想定（2m×9m） ・モビリティポート（キックボード）：公園利用者用 10 台設置を想定（1.5m×6m） イ) 動物園専用として 50 台程度の駐輪スペースを設けること。 ウ) 国旗掲揚台はゲート前に移設することとする。仕様については既存の掲揚台を参考とし、配置等は、付属資料 14「王子動物園の配置/動線イメージ」を参照の上、計画すること。 エ) 水道・電気の引き込みは緑の広場で1引き込みとし、広場等で設ける子メーターはこの親メーター2次側に接続すること。

イ シンボルプロムナード

公園を南北に貫く緑地軸・景観軸となる歩行者優先の園路として、緑の広場や各施設と分断感のないシームレスな空間とするとともに、誰もが快適に歩けるように平坦部分や休憩スペースを充実させるとともに、桜の通り抜けルート of 拡大に対応する桜の

植樹や四季折々の花と緑に囲まれた魅力的なプロムナードを形成する。

なお市道野崎線への車両の退出動線については、安全かつ円滑に車両が退出できるよう線形や歩道との乗り入れ部の形状に十分配慮するものとする。

項目	要求水準
(A) 共通事項	ア) 魅力的な緑地軸・景観軸となる、歩いて楽しい魅力ある歩行者優先園路を整備すること。あわせて『緊急車両動線』を確保すること。 イ) 既存樹木の保存活用や新たな桜及びその他の樹種の植樹などにより、緑の量と質の充実を図るとともに、周辺建造物の圧迫感の軽減を図ること。 ウ) 縦断勾配連続する範囲においては、8%以下の勾配を基準とし、地形の状況等必要に応じて平坦部や休憩スペースを設置すること。 エ) 隣接する動物園や大学等の各ゾーンとのつながりを感じられるよう、隣接ゾーンに対して開放感のある計画とすること。 オ) 境界部の動物園柵については、全体を点検の上、必要に応じて補修、樹木の剪定を行うとともに全体を再塗装すること。
(B) 動線	ア) 管理車両の利用を前提とする。 イ) 舗装材は通行する車両に必要な機能を満たしながら、景観に配慮したものとする。 以下は、立体駐車場以北のシンボルプロムナードに適用する。 ウ) 駐車場アクセス園路および立体駐車場から車両が流入することから、歩行者の安全性を十分確保した幅員構成とすること。 エ) 参考資料1「施設別検討図」に示す通り、道路線形を見直すこと。
(C) 植栽	ア) 動物園内の桜の通り抜けルートを維持することを前提とし、シンボルプロムナードも活用したルートとして、より魅力的な空間となるよう計画すること。 イ) 快適な緑陰を確保するとともに、Living Nature Kobe など、本市で取り組む高質な植栽の設えを提案に取り入れること。

ウ みんなの広場

これまで「ちびっこ広場」と「わんぱく広場」で担っていた機能をさらに充実させ、また、広場を集約することにより、子どもから高齢者まで幅広い年齢層が利用でき、健康増進や体力向上にもつながる新たな遊具や、ボール遊びができる空間の確保など、近隣住民はもとより広域からも訪れたいくなるような魅力的な広場を創出する。

項目	要求水準
(A) 共通事項	<p>ア) スタジアム西側に一体的なスペースとして広場を設けること。</p> <p>イ) 広場には、幼児・小学校低学年以下が遊べるエリアと小学校中学年以上が遊べるエリアをそれぞれ設置し、遊具やボール遊び等、幅広い年齢層が利用できる、健康づくり、体力作りに資する施設とし、近隣や広域からも訪れたいくなるような空間を計画すること。</p> <p>ウ) 北側道路（市道野崎線）にアクセスできる動線を設けること。また、弓道場及びスタジアム南側東西園路にアクセスできる動線を設けること。</p> <p>エ) 既存樹木の活用など、緑陰の形成に配慮した快適な環境整備を行うこと。</p> <p>オ) 王子スポーツセンター（体育館）の東側擁壁の位置を西側に変更し、既存駐車場の一部を取り込むことで、みんなの広場をできるだけ広く確保すること。擁壁の詳細な位置については本市と調整の上、決定すること。</p> <p>カ) 市道野崎線の歩道環境（幅員等）の改善をすること。</p>
(B) 広場	<p>ア) 遊具を3基（インクルーシブ遊具含む）以上設置すること、うち複合遊具を1基以上設置すること。 契約後、本市に遊具の種類を複数提案し、協議の上、選定するものとする。</p> <p>イ) 広場空間の設えは天然芝または人工芝を基本に検討し、特に遊具の周辺などはゴムチップ等落下した際の安全性にも配慮すること。</p>
(C) 3X3コート	<p>ア) 固定式ゴールとし、コートサイズは15m×11m以上とすること。</p> <p>イ) 床面：ハードコート</p> <p>ウ) コートの周囲には防球のため高さ3mのフェンスを設置すること。</p> <p>エ) フェンス内外の出入口を設置し、施錠可能なものとする。</p>
(D) トイレ	<p>ア) 男子小2基、大1基、女子2基、バリアフリートイレ1基の穴数を最低基準とし、快適な環境を整備すること。</p> <p>イ) バリアフリートイレにはユニバーサルシートを設置すること。</p> <p>ウ) 大便器は通常便座とし、暖房・自動洗浄は不要とする。</p> <p>エ) 屋外に施錠可能な防滴コンセント（1か所）を設置すること。なお、このコンセントは電力を計量出来るようにすること。</p>

エ 多目的広場

スタジアム東側に整備する「多目的広場」は、スタジアムやシンボルプロムナード、緑の広場と一体となり、北側のエントランス部分としてふさわしい修景を行うとともに、ラジオ体操等ができる広場やスタジアム利用者向けの滞留空間、大型車両の駐車スペース等、シーンに併せた様々な利活用が可能な広場とする。

項目	要求水準
(A) 共通事項	<p>ア) シンボルプロムナード東側に、休憩スペースやラジオ体操等の利用をはじめ、シーンに合わせた利用が可能な多目的広場を整備すること。</p> <p>イ) 「緑の広場」や「シンボルプロムナード」と調和したデザインとすること。</p> <p>ウ) 既存樹木の活用など、緑陰の形成に配慮した快適な環境整備を行うこと。</p>

項目	要求水準
(B)仕様	<p>ア) 広場空間の設えは天然芝または人工芝を基本に検討し、特に遊具の周辺などはゴムチップ等落下した際の安全性にも配慮すること。</p> <p>イ) 給水・排水・電気はスタジアムより分岐し、使用すること。</p> <p>ウ) ストレッチやトレーニング、リラクゼーション機能を一連で利用できるよう健康遊具を10基程度設置すること。</p>

オ 駐車場アクセス園路兼遊歩道

駐車場へのアクセスとして安全な動線を整備するとともに、単なる入庫動線としてではなく、高質な遊歩道として魅力的な空間とすること。

項目	要求水準
(A)共通事項	<p>ア) 市道阪急沿線から立体駐車場への進入及びシンボルプロムナードに抜ける駐車場アクセス園路として、車道及び遊歩道を整備すること。</p> <p>イ) 車道及び遊歩道を整備し、歩車分離を行うこと。ただし、立体駐車場へ入るための接続部分等、一部園路については、車道のみとすることができる。</p> <p>ウ) 既存樹木をできるだけ活かすため、線形に配慮すること。なお、遊歩道部では歩行者の通行に支障のない範囲で既存樹木を残置させてもよいこととする。</p>
(B)乗入れ (市道阪急沿線)	<p>ア) 市道阪急沿線から駐車場アクセス園路へ進入する乗入れ付近は、歩行者の安全確保のため視認性を確保すること。</p> <p>イ) 市道阪急沿線から駐車場の空き状況が分かるよう、駐車場アクセス園路への乗入れ部付近の公園敷地内に満空表示を設置すること。</p> <p>ウ) 公園利用者以外の車の誤進入を防ぐため、公園敷地内に駐車場入口であることが分かるサインを設置すること。</p>
(C)園路	<p>ア) 園路の機能として、一般の来園車両が通行できる幅員は3.0m、歩行者が通行できる遊歩道の幅員は5.5m（中原橋以北の遊歩道の幅員は3.5m）程度とする。そのうち、遊歩道の2.5m部分は緊急時に車両が通行できる仕様とすること。</p> <p>イ) 防護柵やボラード等、交通安全と景観に配慮した歩車分離の動線形成を行うこと。なお、神戸市立原田児童館付近は、子どもの往来が多いことから十分に留意すること。</p> <p>ウ) 一般の来園車両が通行できる範囲は、ハンプなどにより、車両速度の上がない仕上げとすること。</p> <p>エ) 園路の舗装材については、車両が通行する部分、歩行者が通行する部分、それぞれの機能を満たしながら、景観に配慮したものとする。</p> <p>オ) 遊歩道部のうち緊急車両が通行する範囲の舗装は、遊歩道の舗装と一体感のある舗装材を採用すること。</p>
(D)降車スペース	<p>ア) 立体駐車場の南側と大学敷地の間に、大型バスの降車スペースを整備すること。</p> <p>イ) 降車スペースは、バス利用者が一定数滞留できる空間を確保すること。</p>

カ 川沿い園地

項目	要求水準
(A) 共通事項	ア) 青谷川沿い（市道阪急沿線～天城橋）に快適な緑陰のある園路、園地及び休憩施設を整備すること。 イ) 豊かな自然を感じられるよう、緑の質と量を確保するとともに、安全安心に配慮した空間を形成すること。
(B) 遊歩道	ア) 川沿いに現況の幅員程度の遊歩道を確保すること。 イ) 全範囲において美装化を図り、河川側の転落防止柵を更新すること ウ) 適切な場所に休憩施設を配すなど、人にやさしく利用促進につながるよう計画すること。 エ) 快適な緑陰を確保するとともに、ヒーリングガーデンなど、本市で取り組む高質な緑化空間整備を参考に提案すること。

キ スタジアム南側東西園路

項目	要求水準
(A) 共通事項	ア) 獣舎（北園）撤去後は、一般供用部（動物園敷地外）として整備する。ただし、管理車両の通行を前提とすること。 イ) 最西端部は、動物園に大型車が搬入するために既存の門扉を活用すること。 ウ) 登山研修所前に歩行者の通行空間の確保が困難な場合は、動物園への大型車（50 t ラフタークレーン程度）搬入が可能となる範囲で変更する提案はよいものとする。詳細は、付属資料 16「スタジアム南側東西園路の取り合い」を参照すること。
(B) 境界柵	ア) 獣舎（北園）撤去に伴い、王子動物園の区域が変更されるため、動物園とスポーツゾーンの境界に柵（鉄柵：H=2.0m）を設けること。整備する時期については、本市・動物園と調整すること。 イ) 柵のデザイン・色に関しては既存の動物園敷地境界にある柵と同程度とすること。

② 動物園エントランス

項目	要求水準
(A) 共通事項	ア) 既存ゲートの南東に新たなメインゲートを整備し、メインゲートより動物園内側（有料ゾーン）をエントランス広場（3,600 m ² 程度を想定）として整備すること。 イ) メインゲートは、物販店や園内トイレを併設すること。レイアウトは来園者動線を考慮すること。 ウ) 動物科学資料館南側に、出口専用及び再入場用の北ゲートを整備すること。 エ) 上記、想定する位置及び範囲等は付属資料 14「王子動物園の配置/動線イメージ」を参照するものとし、詳細は契約後に本市・動物園と協議の上、決定することとする。 オ) メインゲートは、可能な限り、緑の広場と同時期のオープンに努めること。
(B) メインゲート	ア) メインゲートは 2 m×3 レーン、及び幅員 3 m の予備通路を確保し、全天候対応型とすること。なお、チケット読取りシステムは別事業による発注とし、各レーンに読取装置設置を想定すること。詳細は